

## ◎佐賀県条例第40号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(給与の支払) <b>第4条 略</b>	(給与の支払) <b>第4条 略</b> <u>(給与からの控除)</u> <b>第4条の2</b> 紙与を支給するときは、当該紙与から次に掲げるもの の額に相当する額を控除することができる。 (1) 職員を居住させるため県が設置する宿舎の入居料及び当該 宿舎を使用するために必要な経費 (2) 紙食に要する経費のうち職員が負担すべきもの及び勤務に 伴い必要となる施設の利用に係る経費 (3) 職員の相互共済を目的とする団体のうち任命権者が定める 団体に対して支払うべき掛金及び貸付金の元利償還金 (4) 職員が締結した保険法（平成20年法律第56号）第2条第1 号に規定する保険契約に係る同号に規定する保険料 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は 職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が認めたもの (通勤手当) <b>第11条の3 略</b> 2 略 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する 地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の 実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定める もののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動

改正前	改正後
<p>又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
(1)・(2) 略	
<p>4 前項の規定は、国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
5～7 略	
別表第8（第5条関係）	<p>4～6 略 別表第8（第5条関係）</p>

改正前		改正後			
医療職給料表等級別基準職務表					
職務の級	標準的な職務				
略					
3級	<u>1 主任学校栄養職員又は副主任学校栄養職員の職務</u> <u>2 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務</u>				
4級	<u>相当困難な業務を処理する主任学校栄養職員又は副主任学校栄養職員の職務</u>				
5級	<u>困難な業務を処理する主任学校栄養職員の職務</u>				

  

医療職給料表等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務
略	
3級	特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
4級	副主任学校栄養職員の職務
5級	主任学校栄養職員の職務

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定、第11条の3第3項の改正規定及び同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

**第2条** 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第4の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

**第3条** 切替日の前日において改正前の給与条例別表第4の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(切替えの特例)

**第4条** 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2条の規定の適用については、附則第2条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替

日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

- 2 前条の規定の適用を受ける職員について、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

**第5条** 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

**第6条** 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、令和8年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(人事委員会規則への委任)

**第7条** 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附則別表第1**（附則第2条関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
医療職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

附則別表第2（附則第3条関係）

号給の切替表

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	1
3	3	3	3	3	1
4	4	4	4	4	2
5	5	5	5	5	3
6	6	6	6	6	4
7	7	7	7	7	5
8	8	8	8	8	6
9	9	9	9	9	7
10	10	10	10	10	8
11	11	11	11	11	9
12	12	12	12	12	10
13	13	13	13	13	11
14	14	14	14	14	12
15	15	15	15	15	13
16	16	16	16	16	14
17	17	17	17	17	15
18	18	18	18	18	16
19	19	19	19	19	17
20	20	20	20	20	18
21	21	21	21	21	19
22	22	22	22	22	20

23	23	23	23	23	21
24	24	24	24	24	22
25	25	25	25	25	23
26	26	26	26	26	24
27	27	27	27	27	25
28	28	28	28	28	26
29	29	29	29	29	27
30	30	30	30	30	28
31	31	31	31	31	29
32	32	32	32	32	30
33	33	33	33	33	31
34	34	34	34	34	32
35	35	35	35	35	33
36	36	36	36	36	34
37	37	37	37	37	35
38	38	38	38	38	36
39	39	39	39	39	37
40	40	40	40	40	38
41	41	41	41	41	38
42	42	42	42	42	39
43	43	43	43	43	40
44	44	44	44	44	41
45	45	45	45	45	42
46	46	46	46	46	42
47	47	47	47	47	43
48	48	48	48	48	44

49	49	49	49	49	45
50	50	50	50	50	46
51	51	51	51	51	47
52	52	52	52	52	48
53	53	53	53	53	49
54	54	54	54	54	50
55	55	55	55	55	51
56	56	56	56	56	51
57	57	57	57	57	52
58	58	58	58	58	53
59	59	59	59	59	54
60	60	60	60	60	55
61	61	61	61	61	55
62	62	62	62	62	56
63	63	63	63	63	57
64	64	64	64	64	58
65	65	65	65	65	59
66	66	66	66	66	60
67	67	67	67	67	61
68	68	68	68	68	62
69	69	69	69	69	62
70	70	70	70	70	63
71	71	71	71	71	64
72	72	72	72	72	65
73	73	73	73	73	66
74	74	74	74	74	66

75	75	75	75	75	67
76	76	76	76	76	69
77	77	77	77	77	70
78	78	78	78	78	71
79	79	79	79	79	72
80	80	80	80	80	73
81	81	81	81	81	73
82	82	82	82	82	74
83	83	83	83	83	75
84	84	84	84	84	75
85	85	85	85	85	76
86		86	86	86	
87		87	87	87	
88		88	88	88	
89		89	89	89	
90		90	90	90	
91		91	91	91	
92		92	92	92	
93		93	93	93	
94		94	94	94	
95		95	95	95	
96		96	96	96	
97		97	97	97	
98		98	98	98	
99		99	99	99	
100		100	100	100	

101		101	101	101	
102		102	102	102	
103		103	103	103	
104		104	104	104	
105		105	105	105	
106			106		
107			107		
108			108		
109			109		
110			110		
111			111		
112			112		
113			113		